

今月は、相続の放棄を行う場合の留意点などについて4回にわたり解説することとします。第一回目は「相続の放棄についての制度の概要」です。

1. 相続が開始した場合の3つの選択肢

相続が開始した場合、相続人は次の三つのうちのいずれかを選択できます。

- ① 相続人が被相続人（亡くなった方）の土地の所有権等の権利や借金等の義務をすべて受け継ぐ単純承認
- ② 相続人が被相続人の権利や義務を一切受け継がない相続放棄
- ③ 被相続人の債務がどの程度あるか不明であり、財産が残る可能性もある場合等に、相続人が相続によって得た財産の限度で被相続人の債務の負担を受け継ぐ限定承認

相続人が、②相続放棄又は③限定承認をするには、家庭裁判所にその旨の申述をしなければなりません。

相続の放棄をする場合には、相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に、相続について放棄をしなければならないと定められています（民法915①）。

しかし、相続人が、自己のために相続の開始があったことを知ったときから3か月以内に相続財産の状況を調査してもなお、相続を承認するか放棄するかを判断する資料が得られない場合には、相続の承認又は放棄の期間の申長の申立てにより、家庭裁判所はその期間を伸ばすことができます。

なお、申述先は、被相続人の最後の住所地の家庭裁判所とされています。

留意すべき点は、相続人が被相続人の相続財産の全部又は一部を処分したりする行為があると単純承認したものとみなされ、相続の放棄が認められない（民法921）ということです（詳細については、次号で解説します。）。

2. 3か月経過後の相続放棄の申述

相続人が相続開始の原因たる事実又はこれにより自己が法律上相続人となった事実を知った時から3か月以内に相続放棄をしなかったのが、被相続人に相続財産が全く存在しないと信じたためであり、かつ、このように信ずるについて相当な理由があるときは、熟慮期間は相続人が相続財産の全部もしくは一部の存在を認識した時または通常これを認識しうるべき時から起算すべきであるとしています（最高裁：昭和59年4月27日判決）。

また、相続人が相続財産の一部の存在を知っていた場合でも、自己が取得すべき相続財産がなく、通常人がその存在を知っていれば当然相続放棄をしたであろう相続債務が存在しないと信じており、かつ、そのように信じたことについて相当の理由があると認められる場合には、熟慮期間は、相続債務の存在を認識した時又は通常これを認識し得べき時から起算すべきものと解するのが相当である（福岡高裁：平成27年2月16日決定）と判示しています。

3. 相続人である子が相続の放棄をした場合

被相続人の遺産が明らかに債務超過で相続の放棄をする場合には、子が相続放棄すると、直系尊属（親など）が相続人になります。直系尊属が先に亡くなっていると兄弟姉妹が相続人になります。兄弟姉妹も既に亡くなっている場合は、その子である甥・姪が代襲相続します。ただし、兄弟姉妹の代襲相続は一代限りで、甥・姪も亡くなっている場合にその子が再代襲相続することはありません。そのため、先順位の相続人が相続を放棄したことによって、自らが相続人となることを知った時から3か月以内に相続について放棄をしなければなりません。

4. 相続の放棄があっても取得することができる財産

相続の放棄は、被相続人のすべての財産・債務を承継しないとする手続きです。そのため、被相続人の固有の財産でないものは取得することができます。例えば、死亡保険金や退職手当金等は、相続税法上は相続財産とみなすとしていますが、被相続人の遺産ではないことから相続の放棄があっても受取人固有の財産として取得することができます。

同様に遺族年金は、受給権者固有の権利として受給することができます。

5. 相続の放棄と詐害行為取消権

相続の放棄のような身分行為については、民法424条の詐害行為取消権行使の対象とならないと解するのが相当である（最高裁：昭和49年9月20日判決）とし、その理由として、相続の放棄のような身分行為については、他人の意思によってこれを強制すべきでないとして解するところ、もし相続の放棄を詐害行為として取消しうるものとするれば、相続人に対し相続の承認を強制することと同じ結果となり、その不当であることは明らかであるとしています。

（文責：山本和義）